

◎配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正について(平成31年度)

平成29年度の税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の控除額などが改正されました。平成31年度(平成30年中の所得)の市民税・県民税から適用されます。

・配偶者控除の改正内容

夫(または妻)の合計所得金額に応じて控除額が改正され、合計所得金額が1000万円を超える場合は、配偶者控除が受けられなくなりました。

※配偶者控除は、配偶者の所得が38万円以下(給与収入で103万円以下)である場合に対象となります。

		夫(または妻)の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	1000万円超
配偶者の区分	一般の控除対象配偶者(その年の12月31日時点で70歳未満)	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
	老人控除対象配偶者(その年の12月31日時点で70歳以上)	38万円	26万円	13万円	

・配偶者特別控除の改正内容

夫(または妻)の合計所得金額に応じて控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下(改正前:配偶者の合計所得金額38万円超76万円未満)となりました。

		夫(または妻)の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	1000万円超
配偶者の合計所得金額 (給与収入に換算した額)	38万円超90万円以下 (103万円超155万円以下)	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
	90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)	31万円	21万円		
	95万円超100万円以下 (160万円超166万7999円以下)	26万円	18万円	9万円	
	100万円超105万円以下 (166万7999円超175万1999円以下)	21万円	14万円	7万円	
	105万円超110万円以下 (175万1999円超183万1999円以下)	16万円	11万円	6万円	
	110万円超115万円以下 (183万1999円超190万3999円以下)	11万円	8万円	4万円	
	115万円超120万円以下 (190万3999円超197万1999円以下)	6万円	4万円	2万円	
	120万円超123万円以下 (197万1999円超201万5999円以下)	3万円	2万円	1万円	
	123万円超(201万5999円超)	控除適用なし			

(例)

夫



給与収入
450万円

配偶者



給与収入
165万円



この夫婦の場合、
配偶者特別控除の控除額は…
26万円

森林湖沼環境税の課税期間が4年間延長され、平成33年度までとなります

図茨城県総務部税務課税制(☎029-301-2418)

茨城県では、県内の森林や湖沼・河川を良好な状態で次世代に引き継ぐため、平成29年度までを課税期間とする森林湖沼環境税を導入し、保全・整備に取り組んできました。

しかし、管理が不十分な森林の増加や人工林の高齢林化により公益的機能が低下しているほか、霞ヶ浦などの水質は、生活排水未処理世帯や農業・畜産業からの汚濁負荷の影響で、十分な改善に至っていません。

今後さらに環境保全対策の取り組みを進めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

納める方／県内に住所、事務所などがある個人・法人

納める額／年額1000円(均等割額の県民税に含まれます。)

平成30年度 市民税・県民税

市民の皆さんに納めていただく税金は、安全で快適な暮らしを守るために使われます。その税金のひとつに住民税があり、市民税と県民税を合せたものをいいます。個人の住民税は、税金を負担する能力のある方が、均等の額で負担する「均等割」と所得金額に応じて負担する「所得割」から構成され、その年の1月1日現在にお住まいの市町村から前年の所得に基づいて課税されることになっています。

固課税課(☎826-1111 内線2232)

◎市・県民税を納める方

平成30年1月1日現在

- ・市内に居住し、平成29年中に一定以上の所得があった方
- ・市内に居住していないが、市内に事務所、事業所、家屋敷を所有している方(均等割のみ)

◎市・県民税が課税されない方

- ・平成29年中に所得がなかった方
- ・生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・障害者、未成年者、寡婦(寡夫)で、平成29年中の合計所得金額が125万円以下の方
- ・平成29年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方
 $32万円 \times (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数) + 18万9千円$
※控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ18万9千円を加算します。

◎納める方法

- ・納税通知書で納める方法(普通徴収)…事業所得者など
市から個人あてに直接送付する納税通知書(6月13日(水)発送予定)により、年税額を平成30年6月、8月、10月、平成31年1月の4回の納期に分けて納めていただきます。
- ・勤務先が給与から天引きして納める方法(特別徴収)…給与所得者
年税額を平成30年6月から平成31年5月までの12回に分けて、給与から天引きして納めていただきます。
- ・公的年金から差し引いて納める方法(特別徴収)…公的年金受給者
年税額を平成30年4月から平成31年2月までの6回に分けて年金から差し引いて納めていただきます。

税額の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{課税総所得金額} \\ \text{(所得金額一所得控除額①)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{税率10\%} \\ \text{(市民税6\%、県民税4\%)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{所得割額②} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{所得割額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{税額控除③} \end{array} + \begin{array}{l} \text{均等割額④} \\ \text{(市民税3500円、県民税2500円)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{年税額} \end{array}$$

※土地・建物などの分離譲渡所得は計算方法が異なります。税率などについて細かく規定されていますので、詳しくはお問い合わせください。

- ①所得控除の種類…雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除
- ②所得割額…平成29年中の合計所得が次の算式で求めた額以下の方は、所得割がかかりません。
 $35万 \times (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数) + 32万$
※控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ、32万円を加算します。
- ③税額控除…調整控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除
※市・県民税には、政党等寄付金特別控除などの制度はありません。
- ④均等割額…市民税には復興税(500円)が、県民税には復興税(500円)と森林湖沼環境税(1000円)が含まれます。